

## (参考1) 平成16年財政再計算の諸前提

### 1. 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

・今回の改正では、「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を用いて財政予測を行っています。

〈中位推計の前提〉

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年(実績)	2050年	2000年(実績)	2050年
1.36	→ 1.39	男: 77.64年	→ 80.95年
		女: 84.62年	→ 89.22年

### 2. 労働力率の前提

・「労働力率の見通し」(平成14年7月厚生労働省職業安定局推計)を使用しています。ただし、推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としています。

	2001年(実績)	2025年
男性60～64歳	72.0%	→ 85.0%
女性30～34歳	58.8%	→ 65.0%

### 3. 経済前提

#### (1) 物価上昇率

- ・2008年までは政府の「改革と展望－2003年度改定」に準拠しています。
- ・また、2009年以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定しています。

#### (2) 賃金上昇率、運用利回り

- ・平成16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望－2003年度改定」に準拠しています。
  - ・また、平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定しています。
- (構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：運用利回りは自主運用分の利回りの前提。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となります。

(参考2) 年金額の調整の仕組みー「マクロ経済スライド」を少し詳しく

従来の年金額の計算式

○基礎年金  

$$804,200\text{円} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480\text{月}(40\text{年})} \times \text{物価スライド率}$$

○厚生年金(報酬比例部分)

平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率  
 (ボーナス込み月収)

〔 平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)を現在価値に置き換える 〕

今回の改正法における年金額の計算式(マクロ経済スライド適用時)

○基礎年金  

$$780,900\text{円(平成16年度額)} \times \boxed{\text{改定率}} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

○厚生年金(報酬比例部分)

$$\boxed{\text{平均標準報酬額}} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者期間の月数}$$

〔 平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)に  $\boxed{\text{再評価率}}$  を乗じて現在価値に置き換える 〕

改定率・再評価率

(年金を初めてもらうとき)

前年度改定率(再評価率) × 賃金上昇率(3年平均) × 調整率※

(年金をもらっている人)

前年度改定率(再評価率) × 物価変動率 × 調整率※

※調整率 = 公的年金被保険者数の減少率(3年平均)  
 × 平均余命の延びを勘案した一定率(0.997)

## (参考3) 自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策(全体)

中長期的な目標を設定(平成19年度に納付率80%)

### 基本的な収納対策の充実強化

- ① 未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
- ② 免除制度及び学生納付特例制度等を周知
- ③ 年金広報の充実及び年金教育を推進
- ④ 所得情報を活用した強制徴収の実施

### さらなる収納対策強化のための取り組み

- ① 保険料納付意識の徹底
  - ・ 納付額証明書発行
  - ・ 所得(免除該当)情報を活用した免除等の周知及び勧奨
- ② 納付しやすい環境づくり等
  - ・ コンビニエンスストア等での保険料収納の周知、未納者への納付状況の通知
- ③ 納付協力組織等の活用
  - ・ 地域に根ざした同業者団体への保険料収納を委託
  - ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る。

### 制度改正による収納対策

- ① 口座振替割引制度の導入等による口座振替の推進
- ② 若年者に対する納付猶予制度の導入
- ③ 免除制度の改正
  - ・ 多段階免除制度の導入、申請免除の所得基準の見直し、申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及
- ④ 年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)

## (参考4) 諸外国の状況

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
高齢化率	18.5(2002) 35.7(2050)	12.4(2000) 21.1(2050)	15.9(2001) 27.3(2050)	16.6(2000) 31.0(2050)	16.7(1999) 26.7(2050)	17.2(2001) 30.4(2050)
合計特殊出生率	1.29(2003)	2.13(2000)	1.63(2001)	1.29(2001)	1.90(2001)	1.57(2001)
平均寿命 (いずれも2001年)	男性:78.1歳 女性:84.9歳	男性:74.3歳 女性:79.5歳	男性:75.1歳 女性:79.9歳	男性:75.1歳 女性:81.1歳	男性:75.6歳 女性:82.9歳	男性:77.7歳 女性:82.3歳
年金保険料率	13.58 (労使折半)	12.4 (労使折半)	21.8 (本人10%)	19.5 (労使折半)	16.45(注) (本人6.65%)	18.91 (本人7%)

(注) フランスは、子に対する遺族年金に相当する給付がなされる家族手当分5.4% (事業主のみ負担)を加えると、21.85%

## (参考5) 年金課税の見直し

(年金受給者に対する課税は、現役世代よりも優遇)

(世代間・高齢者間の公平の観点から見直し)

給与所得控除より手厚い65歳以上の方の年金に対する「公的年金等控除」

65歳以上の方に適用される「老年者控除」

年金受給世帯(専業主婦世帯)は、365万円(夫285万円、妻80万円)まで非課税

給与所得控除の水準程度に縮小

廃止

※ 標準的あるいはそれ以下の年金だけで生活している方は課税されないよう、配慮285万円(夫205万円、妻80万円)まで非課税

※ 給与所得者世帯(夫婦2人、専業主婦)の課税最低限は、156.6万円

○ この見直しによる増収分は、そのまま、基礎年金国庫負担割合の引上げに充てられます。いわば、高齢者世代の中で支え合っていたことで、若い世代の負担増を抑えることができることとなります。

※ 増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(平成17年の所得から見直し適用されるので、平成16年度の充当分は、その1/6(272億円)となります。)

## (参考6) 給付水準の推移

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデルの年金	年金額(a)	直近現役男子の平均標準報酬(b)	所得代替率(a)/(b)
昭和40年	1万円年金の実現	制度的な加入期間 20年 平均標準報酬月額 2.5万円	1.0万円	2.8万円	36%
昭和44年	2万円年金の実現	平均加入年数 24年4月 平均標準報酬月額 3.8万円	2.0万円	4.5万円	45%
昭和48年	直近男子の平均賃金の60% 5万円年金の実現	平均加入年数 27年 平均標準報酬月額 8.5万円	5.2万円	8.5万円	62%
昭和51年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 28年 平均標準報酬月額 13.6万円	9.0万円	14.1万円	64%
昭和55年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 30年 平均標準報酬月額 19.9万円	13.6万円	20.1万円	68%
昭和60年	直近男子の平均賃金の60%	加入年数 40年 平均標準報酬月額 25.4万円	17.6万円	25.4万円	69%
平成元年	前回改正の水準維持	加入年数 40年 平均標準報酬月額 28.8万円	19.7万円	28.8万円	69%
平成 6年	ネット所得スライドの導入	加入年数 40年 平均標準報酬月額 33.7万円	23.1万円	34.0万円	68%
平成12年	給付乗率の5%適正化	加入年数 40年 平均標準報酬月額 36.0万円	23.8万円	36.7万円 [手取り総報酬:40.1万円]	[手取り総報酬比:59%]

(参考7) 保険料(率)の推移

【厚生年金保険料率(標準報酬ベース、労使折半)】

実施時期	男 子	女 子
S17. 6~	6.4%	
S19.10~	11.0%	
S22. 9~	9.4%	6.8%
S23. 8~	3.0%	3.0%
S29. 5~	3.0%	3.0%
S35. 5~	3.5%	
S40. 5~	5.5%	3.9%
S44.11~	6.2%	4.6%
S46.11~	6.4%	4.8%
S48.11~	7.6%	5.8%
S51. 8~	9.1%	7.3%
S55.10~	10.6%	8.9%
S56. 6~		9.0%
S57. 6~		9.1%
S58. 6~		9.2%
S59. 6~		9.3%
S60.10~	12.4%	11.3%
S61.10~		11.45%
S62.10~		11.6%
S63.10~		11.75%
H元.10~		11.9%
H 2. 1~	14.3%	13.8%
H 3. 1~	14.5%	14.15%
H 4. 1~		14.3%
H 5. 1~		14.45%
H 6. 1~		14.5%
H 6.11~	16.5%	
H 8.10~	17.35% (総報酬ベース13.58%)	

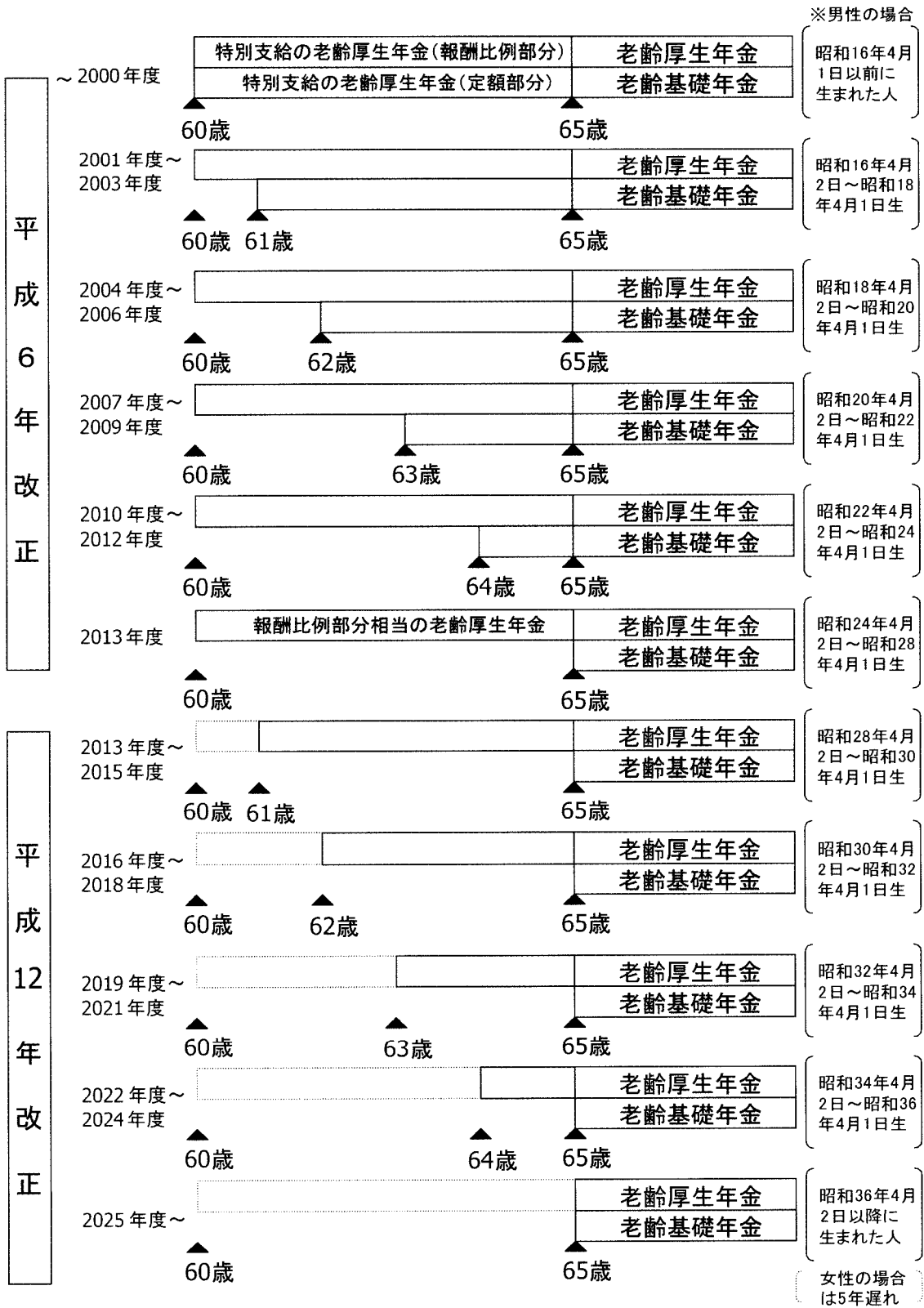
【国民年金保険料】

実施時期	20~34歳	35歳以上
S36. 4~	100円	150円
S42. 1~	200円	250円
S44. 1~	250円	300円
S45. 7~	450円	
S47. 7~	550円	
S49. 1~	900円	
S50. 1~	1,100円	
S51. 4~	1,400円	
S52. 4~	2,200円	
S53. 4~	2,730円	
S54. 4~	3,300円	
S55. 4~	3,770円	
S56. 4~	4,500円	
S57. 4~	5,220円	
S58. 4~	5,830円	
S59. 4~	6,220円	
S60. 4~	6,740円	
S61. 4~	7,100円	
S62. 4~	7,400円	
S63. 4~	7,700円	
H元. 4~	8,000円	
H 2. 4~	8,400円	
H 3. 4~	9,000円	
H 4. 4~	9,700円	
H 5. 4~	10,500円	
H 6. 4~	11,100円	
H 7. 4~	11,700円	
H 8. 4~	12,300円	
H 9. 4~	12,800円	
H10.4~	13,300円	

※ 厚生年金、国民年金とも、桃色部分は、  
財政再計算直後の保険料(率)の改定



## (参考8) 支給開始年齢の引上げのスケジュール



# 厚生労働省年金局